奈良市公報

第 74 号

令 和 4年 6月 16日 発 行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長

			国 次	
			規則	
月	日	番号	件 名	主管
5	24	40	奈良市公報号外第22号に掲載	消防局総務課
			告示	
月	日	番号	件 名	主管
5	16	300	奈良市公報号外第 22 号に掲載	道路維持課
5	16	301	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	17	302	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の	保護課
			届出	
5	17	303	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
5	17	304	放置自転車等の保管	環境政策課
5	19	305	農用地利用集積計画の決定	農政課
5	19	306	令和4年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
5	23	307	放置自転車等の保管	環境政策課
5	24	308	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
5	24	309	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	24	310	道路の位置指定	建築指導課
5	25	311	放置自転車等の保管	環境政策課
5	26	312	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
5	26	313	令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス
			予防接種の実施)の一部改正	ワクチン接種推進課
5	27	314	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	27	315	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	27	316	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
5	27	317	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
5	27	318	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
5	27	319	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の	保護課
			届出	
5	27	320	事業計画のある道路の指定	建築指導課

奈 良 市 公 報

第74号

	(木曜日	1)	余 艮 巾 公 報	第 74 号
5	30	321	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の	介護福祉課
			廃止	
5	30	322	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
5	30	323	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	30	324	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	31	325	国土調査の実施	都祁行政センター地
				域振興課
5	31	326	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	31	327	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	31	328	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
			訓令甲	
月	日	番号	件 名	主管
5	31	6	奈良市公報号外第22号に掲載	総務課
			監查	
月	日	番号	件 名	
5	30	13	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
			公 営 企 業	
月	日	番号	件 名	主管
5	16	17	奈良市公報号外第22号に掲載	下水道事業課
5	17	18	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
5	31	19	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
			教 育 委 員 会	
月	日	番号	件 名	主管
5	19	6	奈良市公報号外第 22 号に掲載	地域教育課
5	19	10	奈良市公報号外第 22 号に掲載	教育政策課
			農業委員会	
月	日	番号	件 名	
5	23	6	農業委員会総会の招集	
			災 害 対 策 本 部	
月	日	番号	件名	主管
5	31	1	奈良市公報号外第 22 号に掲載	危機管理課

告示

奈良市告示第301号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年5月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書 差押調書 (謄本)
- 2 送達を受けるべき者 省略

(令和4年5月16日掲示済)

奈良市告示第302号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あかね薬局	 奈良県奈良市朱雀五丁目 17 番地 1-1	令和4年
	尔及尔尔及印水崔丑」日 17 番地 1 ⁻ 1 	3月31日
医療法人祥風会 奈良みどりクリニ	 奈良県奈良市東紀寺町一丁目 11-5	令和4年
ック	奈良泉宗良印泉祀寺町一 日 11-5 	3月31日
エムハート薬局アイリス奈良店	大点周太白士小士町 9C 10	令和4年
エムハート楽向 / イリス宗良店	奈良県奈良市北市町 36-10	3月31日

(令和4年5月17日掲示済)

奈良市告示第303号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和4年5月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人祥風会 奈良みどりクリニック	奈良県奈良市三条本町7番23号1階	令和4年 4月1日
ホームケアクリニック奈良	奈良県奈良市左京三丁目 20 番地 11	令和4年 5月1日
ウエルシア薬局 奈良六条店	奈良県奈良市六条二丁目 18番5号	令和4年 5月1日
エムハート薬局アイリス奈良店	奈良県奈良市北市町 36 番地 10	令和4年 4月1日

(令和4年5月17日掲示済)

奈良市告示第304号

(木曜日)

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和4年5月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年5月16日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

- イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和4年5月17日掲示済)

奈良市告示第305号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年5月19日

奈良市長 仲 川 元 庸 (令和4年5月19日掲示済)

奈良市告示第306号

令和4年5月17日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年5月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和4年度奈良市一般会計補正予算(第1号)

令和4年度奈良市一般会計 補正予算(第1号)

令和4年度奈良市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ670,751千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,290,751千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		29,088,719	670.751	29,759,470
	2. 国庫補助金	3,064,888	670,751	3,735,639
歳入	合 計	138,620,000	670,751	139,290,751

裁出

款				項		補正前の額	補 正	額	BŤ
3. 民	生	費				64,820,146	6	70,751	65,490,897
			1.	社会	富祉費	30,112,831	2	67,918	30,380,749
			2.	児童	福祉費	21,681,859	4	02,833	22,084,692
歳	N.	出	合	at		138,620,000	6	70,751	139,290,751

(令和4年5月19日掲示済)

奈良市告示第307号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和4年5月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年5月19日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、IR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア
移動費
自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

- イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和4年5月23日掲示済)

奈良市告示第308号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項及び第7項の規定により、令和4年5月31日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和4年5月24日

奈良市長 仲 川 元 庸 (令和4年5月24日掲示済)

奈良市告示第309号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年5月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年12月14日 奈良市指令整開 第21A-24号 令和4年4月26日 奈良市指令整開 第21A-24-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年5月24日 第1809号

公共施設 令和4年5月24日 第899号

(木曜日)

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東九条町 498 番 1、499 番及び 502 番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町 1228 番地

株式会社ハウスプロジェクト 代表取締役 小田 孝洋

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路: 奈良市東九条町498番1の一部、499番の一部及び502番一部

下水道: 奈良市東九条町498番1の一部

(令和4年5月24日掲示済)

奈良市告示第310号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

令和4年5月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市西城戸町1番地の4
申請者氏名	株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
道路の位置	奈良市中山町 1584 番 2 及び 1592 番の各一部
道路の幅員	最大 4.50m 最小 4.00m
道路の延長	35. 25m
指定年月日	令和4年5月24日
指定番号	第 R0309 号

(令和4年5月24日掲示済)

奈良市告示第311号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和4年5月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年5月24日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、IR奈良駅周辺、近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

第74号

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和4年5月25日掲示済)

奈良市告示第312号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定	正施術者の氏名	施術の種類	指定年月日	
施術所の名称	施術所の所在地	ルビ州リック作業会		
高落 明美			令和4年	
エミライズ訪問鍼灸	 奈良県奈良市南袋町 28 番地の 2	あんま	4月1日	
マッサージ	宗良宗宗艮川荆表明 20 笛地の 2		4月1日	
中山 稔夫			令和4年	
エミライズ訪問鍼灸	奈良県奈良市南袋町 28 番地の 2	はり・きゅう	4月1日	
マッサージ	宗戍宗宗戍川用表明 28 番地の 2		4月1日	

(令和4年5月26日掲示済)

奈良市告示第313号

令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症予防接種の実施)の一部を次のように改正し、令和4年5月25日から適用する。

令和4年5月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の 種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者	で範囲	予防接種を 行う期間	予防接種を 行う場所
新型コロナ	コミナティ筋注	初回接種(予防接種実施	12歳以上の者	令和3年4月12	厚生労働省ホ
ウイルス感	(予防接種実施	規則附則第7条第1項の		日から令和4年	ームページ「コ
染症	規則(昭和33年	初回接種をいう。以下同		9月30日まで	ロナワクチン
	厚生省令第 27	じ。)			ナビ」に掲載さ
	号)附則第7条	第一期追加接種(予防接		令和 3 年 12 月	れている本市
	第1項第1号に	種実施規則附則第8条第		1 日から令和 4	内の接種会場
	規定する方法)	1 項の第一期追加接種を		年9月30日ま	
		いう。以下同じ。)		で	
		第二期追加接種(予防接	18 歳以上の者	令和4年5月25	
		種実施規則附則第9条第	(18 歳以上 60	日から同年9月	
		1 項の第二期追加接種を	歳未満の者に	30 日まで	
		いう。以下同じ。)	あっては、基礎		
			疾患を有する		
			ものその他新		
			型コロナウイ		
			ルス感染症に		
			かかった場		
			合の重症化リ		

(木曜日)	宗 艮 巾	公和		第74号
		スクが高いと		
		医師が認める		
		ものに限る。)		
コミナティ筋注	初回接種	1 回目の接種	令和4年2月21	
5~11 歳用(予		時において、5	日から同年9月	
防接種実施規則		歳以上12歳未		
附則第7条第1		満の者		
項第4号に規定				
する方法)				
スパイクバック	初回接種	12歳以上の者	令和3年6月14	
ス筋注(旧販売			日から令和4年	
名: COVID			9月30日まで	
-19 ワクチンモ	第一期追加接種	18歳以上の者	令和 3 年 12 月	
デルナ筋注) (予			17日から令和4	
防接種実施規則			年9月30日ま	
附則第7条第1			で	
項第2号に規定	第二期追加接種	18 歳以上の者	令和4年5月25	
する方法)		(18 歳以上 60	日から同年9月	
		歳未満の者に	30 日まで	
		あっては、基礎		
		疾患を有する		
		ものその他新		
		型コロナウイ		
		ルス感染症に		
		かかった場合		
		の重症化リス		
		クが高いと医		
		師が認めるも		
		のに限る。)		
ヌバキソビッド	初回接種	18歳以上の者	令和4年5月25	
筋注(予防接種			日から同年9月	
実施規則附則第			30 日まで	
7 条第 1 項第 5	第一期追加接種			
号に規定する方				
法)				

4 接種回数と料金中「追加接種にあっては1回」を「第一期追加接種及び第二期追加接種にあってはそれぞれ1回」 に改める。

(令和4年5月26日掲示済)

奈良市告示第314号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 代表者の変更

変更事項	変更前	変 更 後
代表者の氏名	小森 克己	芝潔

奈 良 市 公 報

第74号

及び住所	奈良市二名四丁目 1193 番地の 124	奈良市二名四丁目 1193 番地の 57
	本会は、第1条の目的を達成するため次	本会は、第1条の目的を達成するため次
規約	の事業を行う。	の事業を行う。
第5条(事業)	(2) 共有地及び防犯街路灯等の維持管	(2) 自治会所有地及び防犯街路灯等の
	理	維持管理

2 変更の年月日令和4年4月10日

(令和4年5月27日掲示済)

奈良市告示第315号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により秋篠台自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	東堤 清治	西川 一博
及び住所	奈良市中山町 45 番地の 78	奈良市中山町 45 番地の 69
区域	奈良市秋篠町 1170 番地、同 1177 番地、同 1180 番地、中山町 45 番地、同 49 番地、同 51 番地、同 52 番地の2、同 78 番地、同 98 番地の2 及び99 番地とする。	奈良市秋篠町 1170 番地、同 1177 番地、 同 1180 番地、中山町 45 番地、同 49 番 地、同 51 番地、同 52 番地の 2、同 78 番地、同 79 番地、同 98 番地の 2 及び 99 番地とする。
目的	本会は、市及び各種団体との連携・ 協調により、町の発展向上、会員相 互の親睦を図り、明るい住みよい町 を築くため努力することを目的とす る。	本会は、市及び各種団体との連携・協調により、地域の発展向上、会員相互の親睦を図り、明るい住みよい地域を築くため努力することを目的とする。

2 変更の年月日 令和4年4月3日

(令和4年5月27日掲示済)

奈良市告示第316号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

令和4年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和4年 2月1日	スギ薬局南永井町店	奈良市南永井町 400 番地	株式会社 スギ薬局 代表取締役 榊原 栄一

(令和4年5月27日掲示済)

奈良市告示第317号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

令和4年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日医	医療機関名 所	f在地	開設者氏名
--------	---------	-----	-------

令和4年	エムズドラッグ学園	奈良市学園大和町六丁目 1542 番地	株式会社奈良ドラッグ
3月1日	大和薬局	44	代表取締役 松井 秀正

(令和4年5月27日掲示済)

奈良市告示第318号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示する。

令和4年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目(障害名)
令和4年 4月1日	池之上 辰義	医療法人康仁会 西 の京病院	奈良市六条町 102-1	内科(じん臓機能障害)

(令和4年5月27日掲示済)

奈良市告示第319号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
楠原デンタルクリニック	奈良県奈良市角振町 13-1	令和4年 5月9日
かず歯科口腔外科クリニック	奈良県奈良市石木町 50-3	令和4年 6月1日

(令和4年5月27日掲示済)

奈良市告示第320号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

令和4年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定年月日
 - 令和4年5月27日
- 2 指定した道路の名称 県道枚方大和郡山線
- 3 指定した道路の幅員
 - 9. $7m\sim17.2m$
- 4 指定した道路の延長

242, 81 m

5 指定した道路の区域

奈良市中町 4764番1地先から奈良市中町 872番1地先まで

(令和4年5月27日掲示済)

奈良市告示第321号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和4年5月30日

第 74 号

1 廃止年月日 令和4年5月31日

151						
4	業所番号	サービスの	事業	渚	事	業所
7	未川田石	種類	名称	住所	名称	住所
20	90100667	地域密着型	株式会社楓工務店	奈良市朱雀三丁目	きたえる一む奈	奈良市帝塚山二
49	90100007	通所介護		1-7	良帝塚山	丁目 21-25

(令和4年5月30日掲示済)

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第322号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和4年5月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和4年5月31日

事業所番号	サービスの	サービスの事業者		事	
争未別留方	種類	法人名	法人所在地	名称	住所
2951180146	居宅介護 支援	社会福祉法人大和高原育成福祉会	奈良市都祁友田町 515番地の1	介護老人保健施 設ももたろう居 宅介護支援事業 所	奈良市都祁友田 町 515 番地の 1
2960190920	居宅介護 支援	有限会社ツルーハート	奈良市法蓮町 1934 番地の 13	訪問看護ステー ションツルーハ ート	奈良市法蓮町 1934番地の11

(令和4年5月30日掲示済)

奈良市告示第 323 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により石木町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	藤本 芳彦	吉田 友行
及び住所	奈良市石木町 116 番地	奈良市石木町 652 番地

2 変更の年月日

令和4年2月27日

(令和4年5月30日掲示済)

奈良市告示第324号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和4年5月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	稲川 清史	渡邉 眞佐子
及び住所	奈良市恋の窪一丁目 11 番 10 号	奈良市恋の窪一丁目 16 番 6-305 号

(木曜日)

2 変更の年月日

令和4年3月27日

(令和4年5月30日掲示済)

奈良市告示第325号

国土調査を行うので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第7条の規定により次のとおり公示する。 令和4年5月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 事業計画が決定された年月日 令和4年5月13日(担農第138号)
- 2 調査を実施する者の名称 奈良市
- 3 調査地域 奈良市都祁吐山町の一部
- 4 調査期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年5月31日掲示済)

奈良市告示第326号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により西大寺新町一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	上田 潔	片山 和代
及び住所	奈良市西大寺新町一丁目6番19号	奈良市西大寺新町一丁目2番3号

2 変更の年月日 令和4年4月1日

(令和4年5月31日掲示済)

奈良市告示第327号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により秋篠早月町第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	杉島 敏博	百田 憲司
及び住所	奈良市秋篠早月町8番8号	奈良市秋篠早月町7番8号

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年5月31日掲示済)

奈良市告示第328号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

(木曜日)

令和4年5月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	
代表者の氏名	西谷 裕之	垣内 隆	
及び住所	奈良市和田町 293 番地	奈良市和田町 644 番地	

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年5月31日掲示済)

監查

奈良市監査委員告示第 13 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年5月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中本

中 本 勝 塚 本 勝

同同

森岡弘之

下水道事業課

監査結果公表日 令和4年3月30日(奈良市監査委員告示第6号)

措置結果通知日 令和4年5月26日

[監査の結果] 「措置の内容]

開発寄附金における、奈良市公共下水道事業受益者 負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)及 び同施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第7号)に規定する減免申請に対し、減免を承認決定する 際の決裁権者について、減免額から判断して管理者決 裁とすべきところを課長専決としていた。

奈良市企業局事務専決規程(昭和 41 年奈良市企業 局管理規程)の規定に従い、正しい決裁区分とされた い。 開発寄附金に係る減免の承認決定については、「奈良市企業局事務専決規程」の規定に従い、決裁区分を1件当たりの減免額から判断するよう令和4年3月22日決裁分から事務処理を改めた。

(令和4年5月30日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 18 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により 奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年5月18日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社SR	代表取締役 野田 渉	大阪府守口市大枝南町 18番 11号	令和4年5月9日
中岡住環境設備	中岡主行	奈良市針ヶ別所町 511 番地の 2	令和4年5月10日

(令和4年5月17日掲示済)

奈良市企業局告示第19号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により 奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年5月31日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
ヒガシ設備工業	東直正	奈良県香芝市今泉 661 番地 15	令和4年5月17日

(令和4年5月31日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第6号

奈良市農業委員会令和4年5月農業委員会合同総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会 議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和4年5月23日

奈良市農業委員会長 巽 一 考

1 日時

令和4年5月30日(月) 午後2時00分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟地下1階 地下会議室

- 3 審議案件
 - (1) 令和3年度奈良市農業委員会事業報告について
 - (2) 令和4年度奈良市農業委員会事業計画(案)について
 - (3) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案) について

(令和4年5月23日掲示済)